

第2次小城市男女共同参画プラン策定に向けて
男女共同参画に係る現状把握及び
施策動向調査報告書

平成28年8月

小 城 市

目 次

1. 世界、国及び県の施策動向	1
（1）世界の動き	1
（2）国の動き	2
（3）佐賀県の動き	3
（4）第4次男女共同参画基本計画の概要	4
（5）佐賀県男女共同参画推進計画の概要	5
2. 意識調査結果にみる課題	6
（1）男女共同参画に関する市民意識調査	6
（2）男女共同参画に関する中学生意識調査	7
3. ワークショップにみる課題	8
（1）市民ワークショップ	8
（2）高校生ワークショップ	8
4. 第1次プランの事業進捗状況評価	9
（1）進捗状況の総括	9
（2）政策別にみる課題	11
5. 第2次小城市男女共同参画プラン策定に向けての課題	23



1. 世界、国及び県の施策動向

(1) 世界の動き

年月	世界の動き
1975 年(昭和 50 年)	メキシコシティで開催された「国際婦人年世界会議」(第 1 回世界女性会議)で「世界行動計画」が採択され、各国の行動が開始されました。この年は「国際婦人年」と定められました。
1979 年(昭和 54 年)	「女子に対するあらゆる形態の差別撤廃に関する条約」(以下「女子差別撤廃条約」という。)が採択されました。これは、「国連婦人の十年」の最大の成果と評価されています。
1995 年(平成 7 年)	北京で「第 4 回世界女性会議」が開催され、「北京宣言」と「行動綱領」が採択されました。「行動綱領」では、全世界が男女両性間における平和で公正で人間的な世界を創るという目的達成に向かって、全ての人の緊急で集中的な行動が要求されました。
2000 年(平成 12 年)6 月	ニューヨークの国際連合本部で、国連特別総会「女性 2000 年会議：21 世紀に向けての男女平等・開発・平和」が開催され、男女平等の実現に向けた 21 世紀の基本路線となる「政治宣言」と、「更なる行動と発議(イニシアティブ)に関する文書(成果文書)」が採択されました。この中には、あらゆる形態の暴力から女性を保護する目標や、「家事や育児に男性にも女性と同じ責任を共有するよう奨励する」など、男性の関与を強める努力目標が盛り込まれました。
2010 年(平成 22 年)3 月	第 54 回国連婦人の地位委員会(「北京+15」)が国連本部(ニューヨーク)で開催され、「北京宣言及び行動綱領」、「女性 2000 年会議成果文書」、「北京+10 宣言」を再確認し、これらの完全実施に向けた貢献の強化を国際社会に求める「宣言」が採択されました。
2014 年(平成 26 年)3 月	第 58 回国連婦人の地域委員会において、「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案が採択されました。
2015 年(平成 27 年)3 月	第 59 回国連婦人の地位委員会(北京+20)が国連本部(ニューヨーク)で開催され、北京宣言及び行動綱領、第 23 回国連特別総会成果文書並びに第 4 回世界女性会議 10 周年及び 15 周年における婦人の地位委員会の宣言を再確認し、2030 年までに、男女共同参画及び女性のエンパワーメントの完全な実現に向け努力するという「宣言」が採択されました。
2015 年(平成 27 年)3 月	第 3 回国連防災世界会議が仙台市で開催され、「仙台防災枠組 2015 - 2030」及び「仙台宣言」が採択されました。防災の新しい国際的指針の中に、防災投資の重要性、多様なステークホルダー(利害関係者)の関与、「より良い復興(Build Back Better)」など日本から提案した考え方が取り入れられました。

(2) 国の動き

年月	国の動き
1977 年(昭和 52 年)	「国内行動計画」が策定されました。
1980 年(昭和 55 年)	「女性差別撤廃条約」に署名しました。
1985 年(昭和 60 年)6 月	世界で 72 番目の女子差別撤廃条約の批准国となりました。また、「国籍法」の改定、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律」(以下「男女雇用機会均等法」という。)の制定及び「労働基準法」の改正等が実現しました。
1999 年(平成 11 年)6 月	「男女共同参画社会基本法」が公布・施行され、男女共同参画社会の実現が 21 世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置づけられました。
2000 年(平成 12 年)12 月	「男女共同参画社会基本法」に基づき、「男女共同参画基本計画」が策定されました。
2001 年(平成 13 年)4 月	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(以下「DV防止法」という。)が制定されました。
2003 年(平成 15 年)7 月	「次世代育成支援対策推進法」が公布されました。
2004 年(平成 16 年)12 月	「DV防止法」の一部改正を受け、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」が策定されました。
2005 年(平成 17 年)12 月	「男女共同参画基本計画」が改定されました。
2007 年(平成 19 年)4 月	男女雇用機会均等法が改正され、女性に対する差別の禁止が男女双方に拡大され、男性も均等法に基づく調停など個別紛争の解決援助が利用できるようになりました。
2008 年(平成 20 年)1 月	「DV防止法」が改正されました。
2009 年(平成 21 年)6 月	仕事と子育ての両立支援を一層進めるため、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(育児・介護休業法)が改正され、父親も子育てにより関われる働き方ができるような見直しが盛り込まれました。
2010 年(平成 22 年)12 月	第 3 次男女共同参画基本計画が策定されました。
2013 年(平成 25 年)6 月	「日本再興戦略」の中核に女性の活躍推進が位置付けられました。
2013 年(平成 25 年)12 月	「DV防止法」が改正されました。生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及び被害者についても、法の適用対象となりました。
2014 年(平成 26 年)9 月	東京において、「女性が輝く社会に向けた国際シンポジウム」(World Assembly for Women in Tokyo)が開催され、世界各国及び日本各地から女性分野で活躍するトップ・リーダーが出席し、日本及び世界における女性の活躍促進のための取組について議論が行われました。
2014 年(平成 26 年)10 月	内閣に「すべての女性が輝く社会づくり本部」が設置されました。
2015 年(平成 27 年)9 月	女性活躍推進法が公布されました。
2015 年(平成 27 年)12 月	第 4 次男女共同参画基本計画が策定されました。

(3) 佐賀県の動き

年月	佐賀県の動き
1985 年(昭和 60 年)3 月	佐賀県婦人問題対策審議会の提言を参考に、「80 年代佐賀県総合計画」の具体的方策として「佐賀県婦人問題対策の推進方策」が策定されました。
1990 年(平成 2 年)2 月	佐賀県女性問題審議会の答申を受けて「さが女性プラン 21」が策定されました。
1995 年(平成 7 年)3 月	「さが女性プラン 21」で推進項目に掲げられていた佐賀県立女性センター「アバンセ」が開館されました。
2001 年(平成 13 年)3 月	佐賀県男女共同参画推進審議会の答申を受けて「佐賀県男女共同参画基本計画」が策定されました。
2001 年(平成 13 年)10 月	「佐賀県男女共同参画推進条例」を公布・施行されました。
2002 年(平成 14 年)4 月	「佐賀県男女共同参画推進条例」に基づき、性別による人権侵害の相談や県の男女共同参画施策に対する意見の受け付け、男女共同参画に関する普及啓発活動などを行う「佐賀県男女共同参画推進員」が配置されました。(平成 21 年度廃止)
2002 年(平成 14 年)4 月	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第 3 条に規定する「配偶者暴力相談支援センター」の機能を果たすべき施設として、婦人相談所及び県立女性センターを指定し、相談など被害者への支援が強化されました。
2004 年(平成 16 年)4 月	女性に対する暴力の根絶を図るため、中・長期的課題について関係機関、団体が検討し、それぞれが行う事業を総合調整する「佐賀県 DV 総合対策センター」を全国で初めての取組として、県立女性センター内に設置されました。併せて「佐賀県 DV 総合対策会議」が設置され、関係機関、団体の連携強化が図られています。
2005 年(平成 17 年)10 月	男女共同参画社会づくりに向けた全県的な取組を推進するため、「佐賀県男女共同参画推進連携会議」が創設されました。
2006 年(平成 18 年)3 月	佐賀県男女共同参画推進審議会の承認を受けて「佐賀県 DV 被害者支援基本計画」が策定されました。
2006 年(平成 18 年)3 月	佐賀県男女共同参画推進審議会の答申を受けて「佐賀県男女共同参画基本計画」が改定されました。
2009 年(平成 21 年)3 月	「佐賀県 DV 被害者支援基本計画」が改定されました。また、「県立女性センター」が「県立男女共同参画センター」に名称変更されました。
2011 年(平成 23 年)3 月	「佐賀県男女共同参画基本計画」(2011-2015)が策定されました。
2013 年(平成 25 年)8 月	「佐賀県職員男女共同参画推進基本計画」(2013-2016)が策定されました。
2014 年(平成 26 年)1 月	女性が能力や感性を発揮し、生き生きと働き続けられる社会づくりを行うことを目的として、「女性の大活躍推進佐賀県会議」が設置されました。
2014 年(平成 26 年)3 月	「佐賀県 DV 被害者支援基本計画」が改定されました。
2016 年(平成 28 年)3 月	「第 4 次佐賀県男女共同参画基本計画」が策定されました。(「佐賀県女性活躍推進計画」含む。)

(4) 第4次男女共同参画基本計画の概要



第4次男女共同参画基本計画(概要)	
① 男性中心型労働慣行等の変革と女性の活躍	- 働き方等の改革(長時間労働削減・ICT活用など、家事・育児・介護等への参画に向けた環境整備) - 男女共同参画に関する男性の理解の促進、ポジティブ・アクションの推進による男女間格差の是正 - 女性の活躍に影響を与える社会制度・慣行の見直し(税制、社会保障制度等)
② 政策・方針決定過程への女性の参画拡大	「30%」達成に向け、さらに踏み込んだポジティブ・アクションの推進 - 政治・司法・行政・経済分野における女性の参画拡大 - 各分野(地域、農山漁村、科学技術・学術、医療、教育、メディア、防災・復興、国際)における女性の参画拡大
③ 雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和	- M字カーブ問題解消等に向けたワーク・ライフ・バランス等の実現 - 均等な機会・待遇の確保対策の推進(マタハラ等の根絶含む)、ポジティブ・アクションの推進等による男女間格差の是正 - 非正規の処遇改善、再就職・起業支援等
④ 地域・農山漁村、環境分野における男女共同参画の推進	- 地域における女性の活躍推進に向けた環境の整備 - 農山漁村における女性の参画拡大や女性が働きやすい環境の整備
⑤ 科学技術・学術における男女共同参画の推進	- 女性研究者・技術者が働き続けやすい研究環境の整備 - 女子学生・生徒の理工系分野の選択促進及び理工系人材の育成
⑥ 生涯を通じた女性の健康支援	- 生涯を通じた健康支援、性差に応じた健康支援、妊娠・出産等に関する健康支援 - 医療分野における女性の参画拡大
⑦ 女性に対するあらゆる暴力の根絶	予防と根絶のための基盤整備、配偶者等からの暴力、ストーカー事案、性犯罪、子どもに対する性的な暴力、売買春、人身取引、メディアにおける性・暴力表現への対策
⑧ 貧困、高齢、障害等により困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備	- 貧困など生活上の困難に直面する女性等への支援(ひとり親家庭、子供・若者の自立) - 高齢者・障害者・外国人等が安心して暮らせる環境の整備
⑨ 男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備	- 働きたい人が働きやすい中立的な税制・社会保障制度・慣行、家族に関する法制等の検討 - 育児・介護の支援基盤の整備
⑩ 教育・メディア等を通じた意識改革、理解の促進	- 国民的広がりを持った広報・啓発の展開 - 男女共同参画等の教育・学習の充実等
⑪ 男女共同参画の視点に立った防災・復興体制の確立	- 防災施策への男女共同参画の視点の導入 - 東日本大震災からの復興施策への男女共同参画の視点の導入 - 国際的な防災協力
⑫ 男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献	- 女子差別撤廃条約等の国際的な規範、国際会議等における議論への対応 - 男女共同参画に関する分野における国際的なリーダーシップの発揮

(5) 第 4 次佐賀県男女共同参画基本計画の概要

第 4 次佐賀県男女共同参画基本計画【概要版】		
基本方向	重点目標	具体的な施策
基本方向 1 男女共同参画 推進の基盤づ くり	(1) 男女共同参画の意識の形成	○啓発誌や各種セミナー、講演会の開催などによる県民 への広報・啓発 ○男女共同参画に関する調査・分析 等
	(2) 幼少期からの男女共同参画の 意識形成	○男女共同参画に関する教育・学習 ○教職員を対象とした研修、指導者育成 等
基本方向 2 安全・安心に 暮らすことが できる社会づ くり	(3) 男女間のあらゆる暴力の根絶	○社会においてあらゆる暴力を許さないという意識の醸成 ○関係機関の連携強化による被害者の安全・安心に配慮した 支援 等
	(4) 生涯を通じた男女の健康支援	○妊娠・出産、生涯を通じた健康に関する支援 ○子どもの発達段階に応じた適切な性教育 等
	(5) 生活に困難を抱えた女性等が 安心して暮らせる環境の整備	○ひとり親家庭や、生活困窮者の状況に応じた包括的な支援 ○高齢者・障害者・外国人等が安心して生活できる環境の整 備 等
基本方向 3 女性が活躍し、 男女がともに 参画する社会 づくり	(6) 女性の活躍推進と男性の意識 改革・行動変革	○女性活躍推進に関する男性の理解促進や意識の改革促進 ○女性の能力開発の取組、就業継続への支援 等
	(7) 政策・方針決定過程への女性 の参画の推進	○企業、教育機関、農林水産業におけるポジティブ・ア クションの推進 ○女性リーダーの養成 等
	(8) 仕事と家庭・地域生活が両立 する環境づくり	○子育てや介護の支援の充実 ○長時間労働の削減や生産性の向上に向けた効率的な働き方 の見直しの推進 等

２．意識調査結果にみる課題

（１）男女共同参画に関する市民意識調査

「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方、いわゆる固定的性別役割分担意識に対しては、『反対』と考える人の割合が、『賛成』と考える人の割合を上回っていますが、これまでの調査と比較すると、今回調査では『反対』と考える人の割合は低くなっており、更なる性別役割分担意識の解消が必要だと考えられます。

「仕事と家庭生活の優先度」について、理想は「仕事と家庭生活をともに優先したい」と考える人の割合が６割以上なのに対し、現実には「仕事と家庭生活をともに優先している」と考える人の割合は４割弱と、理想と現実に大きな開きがみられます。

「女性が職業を持つこと」については、「子どもができて、お休みをもらいながら、ずっと職業を持ち続ける方が良い」と考える人の割合は、女性・男性ともにほとんどの年代において最も高くなっていますが、「女性が仕事を続けていくうえでの障害」としては、「結婚したり子どもが生まれたりすると、勤め続けにくい雰囲気がある」「家事・育児・介護のための社会システムや施設等が不十分である」等の声が多いことから、女性の継続した就労を可能にするようなシステムや、職場の雰囲気を含めた就労環境の見直しなど、具体的な取り組みを進めていくことが必要だと考えられます。

夫婦や恋人同士の暴力については、内閣府の調査同様、約５人に１人が何らかの暴力を受けていますが、被害を受けた時の対応は「我慢した」と回答した人の割合が６割以上を占めていることから、被害が表面化していないケースも多く存在することが推察されます。また、「ＤＶや性犯罪をなくすために必要なこと」では、「被害者が安心して相談できる窓口を確保する」や「ＤＶ防止法やストーカー規制法など法律・制度の周知を図る」等が多くなっていることから、ＤＶ防止の啓発と相談窓口の周知とともに、関係部署の緊密な連携により支援に結び付ける取り組みが必要だと考えられます。

男女共同参画に関連する用語の認知度では、ほとんどの用語に関してこれまでの調査より認知度が上昇しているものの、「ドメスティック・バイオレンス」や「セクシャル・ハラスメント」「マタニティ・ハラスメント」といった近年マスメディアなどで頻繁に取り上げられるようになった言葉以外の用語に関しては、まだまだ認知度が低いことから、各用語を含めた男女共同参画に関連する制度の更なる周知が必要だと考えられます。

男女平等に関する意識では、「政治の場」では、これまでの調査と比較すると「男性優遇」と感じている人の割合が高くなり「平等」と感じている人の割合が低くなっています。一方、その他の「家庭生活」「就職・採用」「職場」「学校教育の場」「地域や社会活動の場」「法律・制度上」「慣習・しきたり」「社会生活」といった項目では、「平等」と感じている人の割合が高くなっていることから、男女共同参画の推進に関する取り組みの成果が表れている部分も見られますが、「男性が優遇されている」と感じている人の割合も依然として高く、更なる取組の推進が必要だと考えられます。

男女共同参画社会を進めるために必要な取り組みでは、「男女共同参画についての理解を深めるための情報の提供を充実する」や「保育所・放課後児童クラブなどの子育て環境を充実させる」等と考える人の割合が高くなっていることから、男女共同参画につい

での広報・啓発を充実させるとともに、仕事と家庭が両立できる環境づくりが望まれています。

(2) 男女共同参画に関する中学生意識調査

男女共同参画に関連する用語の認知度では、市民意識調査同様「ドメスティック・バイオレンス」や「セクシュアル・ハラスメント」といったニュースなどに登場する用語の認知度は高いもののそれ以外の用語に関しては、まだまだ認知度が低いことから、男女共同参画の視点に立った教育・学習の更なる推進が必要だと考えられます。

男女平等に関する意識でも、市民意識調査と同様に「家庭生活」「学校生活」「社会全体」といった項目でこれまでの調査と比較すると「平等」と感じている人の割合が高くなっています。市民同様中学生においても、学校教育の場における男女共同参画の推進に関する取り組みの成果が表れている部分が見られます。

しかし、恋人同士の交際については、「メールの返信が遅いといつも怒る」、「だれとどこにいたのか、しつこく聞く」ことをどう思うかについては、2割程度が「別に変だと思わない」と感じており、若年層へのデートDVに対する啓発を行っていく必要性が感じられます。

「親はあなたをどのように育てたいと思っているか」については、「女の子は女の子らしく、男の子は男の子らしくと育ててほしい」と感じている人の割合は1割程度ですが、中学生自身の考え方としては「女は女らしく、男は男らしく」に、『賛成』と考える人の割合が、4割を超え、『反対』と考える人の割合を上回っています。また、女性より男性の方が『賛成』と考える人の割合が高い結果となっています。

一方、「夫は外で働き、妻は家庭を守る」という考え方に関しては、『反対』と考える人の割合が、『賛成』と考える人の割合を上回っていますが、家庭生活の中で実際に家事をしている人は、多くの項目で「母親」と回答した割合が高く、「育児」や「授業参観」などの子育てに関しては、「両親」と回答した割合も他に比べて高い傾向にあります。全体に母親の家事負担が多い状況が見受けられます。

また、「男の子だから、女の子だからという理由でわけへだてされたことがあるか」という問いに関しては、これまでの調査と比較して「ある」と回答した割合は少なくなっているものの、4割以上が「ある」と回答しています。

こうした状況から、子どもたちが固定的な役割分担意識にとらわれないようにするために親や祖父母に対して、日々の生活の中で教育を進めていくことができるよう啓発を行っていく必要があります。また、実際の家事役割分担についても、性別にとらわれず、家庭で出来る限り共有できるよう見直しを進めていく必要があります。

中学生にとどまらず、幼児期からの教育の中で関わる先生や保護者を含めた大人たちについて、男女共同参画に配慮した意識啓発の取り組みを進めていく必要があります。

3. ワークショップにみる課題

(1) 市民ワークショップ

平成 28 年 5 月に開催した市民ワークショップでは、身近な視点で男女共同参画社会について、日常感じている違和感や気付き等を 3 つのグループに分かれて話し合いをしました。

各グループからの意見として、家庭においては「女性の負担や役割が非常に大きい」、「子育て、家事等を分担する意識が低い。男性だけでなく、女性の意識も変えるべき」、「男女共同参画はまず家庭から」等が挙げられました。生活の拠点である家庭において男女共同参画を推進するためには、固定的性別の役割分担意識の解消が非常に重要だと考えられます。

また、職場や地域においては、「育児休暇明けの職場復帰の難しさ」、「女性の役職の割合などの女性に対する職場の在り方」、「地域の役員や会合での女性の発言や出席の少なさ」等があげられました。今後も様々な機会や場を通じて、男女共同参画についての理解を深めるための情報提供を充実させるとともに、職場における男女共同参画に関する意識の改革を働きかけていく必要があります。

(2) 高校生ワークショップ

平成 28 年 6 月に開催した高校生ワークショップでは、若い世代の人たちが、様々な分野で性別に関わらずひとりひとりの個性、能力を十分に活かすには、どうしたらよいかについて考えました。

ゲーム形式のワークショップを通して、「個性」の面白さや大事さ、男女共同参画社会とは性別により役割を決めてしまう社会ではなく、性別に関わらずひとりひとりの力と個性を十分に発揮できる社会であることを学びました。

また、男女共同参画に関する体験談として、「女の子だから家事の手伝いをしなさい」、「女の子だから愛嬌よくしなさい」、「女の子だから女の子らしくしなさい」と言われて嫌だったことがあげられました。また、自分自身も「男のくせに～、女のくせに～」と言ったり、思っていたこともあったとの体験談がありました。このことから、家庭等で、女性だから男性だからという性別による固定観念が根強く残っている現状が見られるため、家庭などにおける男女共同参画に関する意識の改革を働き掛けていく必要があります。



市民ワークショップの様子



高校生ワークショップの様子

4. 第1次プランの事業進捗状況評価

(1) 進捗状況の総括

『第1次小城市男女共同参画プラン』では、計画推進のための指標を設定し、平成23年度までの目標値を定め、目標達成に向け取り組みを進めました。その後、平成23年度に目標値の検証を行い、後期重点項目として新たな項目の設定と平成28年度を目標年度とする目標値の設定を行いました。

その後期重点項目に関して、平成27年度に実施したアンケート結果などから進捗状況の把握を行いました。

政策 誰もがわかりあうまちづくり

施策 男女平等の意識啓発

指 標	平成17年度	平成22年度	平成27年度	目標値 (平成28年度)
性別固定役割分担意識(夫は外で働き、妻は家庭を守るべきだと思う)に反対する市民の割合	48.0%	45.7%	34.9%	60.0%

男女共同参画に関する意識調査では、性別固定的役割分担意識に反対する市民の割合は、平成17年度調査から平成22年度、平成27年度と減少しており、目標達成にはほど遠い結果となっています。

しかし、第2次総合計画策定に伴うアンケート調査では、平成26年度51.7%、平成27年度57.6%と、男女共同参画に関する意識調査と異なり、性別固定的役割分担意識に反対する市民の割合は高くなってきています。しかし、目標の60.0%には至っていません。

今後も引き続き様々な機会や場を通じて、男女平等意識に関する積極的な情報発信・啓発をしていく必要があると考えます。

施策 教育の場における男女共同参画の推進

指 標	平成17年度	平成22年度	平成27年度	目標値 (平成28年度)
性別に関わりなく、個性を可能な限り活かして育てた方がよい(賛成のみ)	-	67.0%	61.4%	80.0%
地域や社会活動の場における男女の平等感(男性の方が優遇されていると感じている市民の割合)	-	45.2%	41.2%	40.0%
家庭生活での男女の平等感(男性の方が優遇されていると感じている市民の割合)	62.4%	59.2%	51.9%	53.0%
職場での男女の平等感(男性の方が優遇されていると感じている市民の割合)	59.7%	52.1%	59.1%	47.0%

「性別に関わりなく、個性を可能な限り活かして育てた方がよい」に賛成する人の割合は、平成 22 年度調査より低く、目標達成にはほど遠い結果となっています。

また、「男女の平等感」については、平成 17 年度、平成 22 年度調査と比べて、平等と感じている人の割合が高くなっているものの、「地域生活や社会活動の場」、「職場」では、「男性が優遇されている」と感じている人の割合が高く目標達成できていません。「家庭生活」での男女の平等感、目標を達成しているものの、まだ 5 割以上の人が「男性の方が優遇されている」と感じています。

今後も引き続き男女共同参画の視点に立った幼児期からの教育・学習の推進を図るとともに、保護者への意識啓発行っていく必要があると考えます。

政策 互いに支えあうまちづくり

施策 子育て支援の充実

指 標	平成 17 年度	平成 22 年度	平成 27 年度	目標値 (平成 28 年度)
子どもを安心して産み育てることができると感じている市民の割合	-	75.2%	78.7%	80.0%

子どもを安心して産み育てることができると感じている市民の割合は、平成 22 年度調査より高くなっているものの、目標達成には至っていません。男女がともに活躍しやすい環境づくりを行っていくには、今後も子育て環境を充実させていく必要があると考えます。

施策 あらゆる暴力の根絶に向けた環境の整備

指 標	平成 17 年度	平成 22 年度	平成 27 年度	目標値 (平成 28 年度)
DV(ドメスティック・バイオレンス)について言葉や内容まで知っている市民の割合	55.7%	62.7%	74.7%	75.0%

近年マス・メディアなどで頻繁に取り上げられるようになっているため「ドメスティック・バイオレンス」の内容まで知っている市民の割合は高くなっていますが、目標達成には至っていません。今後も言葉や内容を周知していくとともに、DVを許さない意識づくりの推進が必要であると考えます。

政策 共に創りあうまちづくり

施策 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進

指 標	平成 17 年度	平成 22 年度	平成 27 年度	目標値 (平成 28 年度)
審議会等委員女性登用率	24.0%	23.3%	31.1%	30.0%

審議会等委員の女性登用については、平成 27 年度に初めて、30%の目標を達成しましたが、女性が参加しやすい審議会等では、女性登用率が高くなる傾向がありますので、すべての政策・方針決定過程への女性登用について、推進していく必要があると考えられます。

(2) 政策別にみる課題

政策	誰もがわかりあうまちづくり
----	---------------

施策 男女平等の意識啓発

【施策の目的】

男女の性別に起因する不利益な状況や差別をなくし、誰もがお互いを尊重し合い、支え合う社会を築いていくため、多様な機会を活用して男女平等意識に関し、正しい知識の普及と意識啓発を推進します。

【現状と課題】

「男女平等意識に関する積極的な情報発信・啓発」を基本事業として挙げていました。

具体的な事業としては、男女共同参画フォーラムや男女共同参画市民講座の開催、また、じんけんふれあいセミナーの1コマとして男女平等の意識啓発等を行いました。

課題としては、フォーラムや講座を開催しても参加者が少なく、特に男性や若年層の参加が少ない点などがあげられます。また、啓発情報誌の発行による男女共同参画意識の啓発や情報の提供を予定していましたが、情報誌の発行は出来ておらず、市報や市ホームページでの情報提供にとどまっています。市民意識調査の結果では、今後推進していくべきこととして、「男女共同参画についての理解を深めるための情報提供の充実」が一番にあげられています。

今後は、様々な媒体を通じて男女共同参画意識の啓発を行っていく必要があります。

施策 家庭における男女共同参画の促進

【施策の目的】

家庭の中での不平等を解消し、男女が対等なパートナーとして共に支え合うという意識をお互いにもてるよう、学習の機会と情報提供を充実させ、男女共同参画の意識の浸透に努めます。

【現状と課題】

「家族が共に感謝と思いやりで支えあう家庭生活の実践」「家事・育児を男女がともに担う意識の高揚」を基本事業として挙げていました。

具体的な事業としては、子育てに関する講座やパパママ教室の開催、子育てハンドブックの配布、父子手帳の配布等を行いました。

課題としては、家庭生活の役割分担に関する啓発が進んでおらず、パパママ教室への参加者が増加しない点などがあげられます。

今後も、出産前からパートナーとの関係を見つめ直し、尊重し合うきっかけとなるようパパ・ママ教室の参加者の増加に努めるとともに、男女がともに家事や育児、介護に参画することの重要性についての広報・啓発を行っていく必要があります。

施策 教育における男女共同参画の推進

【施策の目的】

学校を含めた生涯にわたるあらゆる教育の機会において人権教育や男女平等教育を推進し、幼児期から高齢期に至るまで性別にとらわれず、その人の個性を尊重できる人権意識や男女共同参画の意識づくりを充実させます。

【現状と課題】

「男女共同参画の視点に立った幼児期からの教育・学習の推進」「生涯学習での男女共同参画の啓発」を基本事業として挙げていました。

具体的な事業としては、教育の場において、児童・生徒等の名簿の男女混合化を実施するとともに、性別で役割にとらわれないことがないよう、男女で家事等を協力し合うことについての学習を行いました。また、親子料理教室の開催や生涯学習での男女共同参画の啓発として、公民館主催事業において女性の社会参画や男性の生活支援の一助となるような講座等を行いました。

市民意識調査の結果では、学校教育の場では「男女は平等」と感じている人の割合が高いのですが、「性別に関わりなく、個性を可能な限り活かして育てた方がよい」(男女を問わず、生まれ持った個性・才能を可能な限り活かして育てた方がよい)に賛成する人の割合は、6割程度と平成22年度調査より低くなっています。

このことから、引き続き男女共同参画の視点に立った幼児期からの教育・学習の推進を図るとともに、保護者への意識啓発を行っていく必要があります。

また、教育の場では、男女の性別にとらわれないだけでなく、LGBTの理解への取り組みも必要となります。

施策 地域における男女共同参画の促進

【施策の目的】

少子高齢化等による社会経済情勢の急速な変化に対応できる活力ある地域社会を築いていくため、男女が対等な構成員として、地域活動に参画できるよう、地域における男女共同参画を推進します。

【現状と課題】

「地域における男女共同参画の啓発」「地域の誤った慣行の是正」を基本事業として挙げていました。

しかし、地域活動に特化した男女共同参画の啓発は行えていないのが現状です。

地域活動への女性の参画状況は、PTAやボランティア活動への女性の参画は進んでいるものの、各地区の区長は平成27年度で180地区中2人と少なく、地域活動の方針決定の場への女性の参画は進んでいません。地域における慣習等にとらわれることなく、男女が対等な構成員として協力し合い、互いの意見を反映させることが必要です。

施策 職場における男女共同参画の促進

【施策の目的】

男女がともに仕事と家事・育児・介護等の家族的責任との両立ができ、多様な働き方の選択ができるよう、女性の就労に対する理解を深めるとともに、各種の法制度の周知・徹底を図ります。また、職場における慣行を見直し、男女がともに働きやすい環境づくりを促進します。

【現状と課題】

「働く人々が、認め合い支え合う職場環境」「雇用の場における男女の均等な機会と待遇の確保」「セクシュアル・ハラスメントの根絶」を基本事業として挙げていました。

具体的な事業としては、事業所等に対する職場内慣行見直しのための啓発、雇用の分野の法律や制度に関する情報提供、再就職等に関する情報提供に関するパンフレット等の資料提供を行いました。また、市職員のセクシュアル・ハラスメントに対応する相談員を設置するとともに職員研修を実施しました。

課題としては、事業所へのコンタクト手段が確立されていないことから、事業所等への啓発や具体的な情報提供が出来ておらず、男女共同参画に関する事業所アンケート等も実施出来ていません。

今後は、事業所等に対して、商工会議所や商工会等と連携を図りながら広報・啓発活動を充実させていく必要があります。



政策	互いに支え合うまちづくり
----	--------------

施策 子育て支援の充実

【施策の目的】

子どもを持ちたいという気持ちが自然に育まれるよう誰もが安心して出産、子育てができる環境を整備するため、子育てについての男女共同参画意識の啓発や子育て支援のための多様なサービスの充実に取り組みます。

【現状と課題】

「乳幼児等の健康の確保及び増進」「仕事と家庭生活両立のためのサポート体制の充実」「家庭の誰もが無理なく子育てを行う環境づくり」「どのような家庭形態においても区別のない子育ての支援」を基本事業として挙げていました。

具体的な事業としては、乳児訪問等による相談事業や乳幼児健康診査の実施、子育て相互支援事業の実施、放課後児童クラブの充実等により子育てサポート体制の充実を図ってきました。また、思春期世代に保育体験の機会を提供するため、中学校家庭科の授業や職場体験の一環として幼稚園・保育園を訪問し、幼児とふれあいながら子育ての楽しさや子どもの成長と家庭の役割についての学習を行いました。

課題としては、子育て支援に対するニーズが多様化してきているとともに、近年支援が必要な家庭の増加がみられ、きめ細やかな支援が必要となってきました。

施策 多様な形態の家庭への支援

【施策の目的】

ひとり親家庭について生活の自立と安定を促進するため、日常生活面の支援を行うなどの意識啓発も含め、社会全体で支援する体制の充実を図るとともに、高齢者や障害者、在留外国人、その家族など、さまざまな困難を抱える人たちが、自立し、安心して暮らせるよう環境の整備に努めます。

【現状と課題】

「ひとり親家庭等や障害のある子どもを持つ家庭への支援体制の整備」「地域ぐるみでの声掛け運動」「外国人が暮らしやすい環境づくり」を基本事業として挙げていました。

具体的な事業としては、ひとり親家庭へは児童扶養手当の支給やひとり親家庭等医療費助成等の福祉施策を実施するとともに、自立支援を行ってきました。また、障害のある子どもをもつ家庭へは、特別児童扶養手当等の経済的支援や、児童発達支援、放課後デイサービス事業等により支援を行ってきました。

課題としては、ひとり親家庭の増加など多様な家族形態の家庭が増加しており、経済面の安定、きめ細やかな福祉サービスの展開と、自立・就業支援を含め総合的な支援が必要となっています。

施策　あらゆる暴力の根絶に向けた環境の整備

【施策の目的】

人権を尊重する意識、暴力を許さない意識の浸透を図り、男女の人間としての尊厳を損なう暴力を起こさせないよう、意識の啓発を行うとともに、暴力の被害者に対して、関係機関との連携を図りながら、被害者の状況に応じた総合的な取り組みを進めます。

【現状と課題】

「女性に対する暴力の根絶」「家庭内等における虐待防止対策の推進」を基本事業として挙げていました。

平成 25 年度には「小城市配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援基本計画」(計画期間:平成 26 年度～平成 28 年度)を策定し、この計画に基づき「DV のない社会の実現」を目指して事業を実施してきました。

具体的な事業としては、DV 被害者支援職員研修会を開催し、庁内において DV 被害者への支援体制に対して共通認識を図りました。また、児童虐待防止に向けた対策の推進及び児童虐待の早期発見と予防体制の整備等を行いました。

課題としては、中学生向けの意識啓発として、佐賀県 DV 総合対策センターで行われている予防教育事業が取り入れられていますが、その他の年代に対しては、講座を実施するなどの意識啓発が図れていません。

施策　高齢者等が安心して暮らせる条件の整備

【施策の目的】

高齢者が生きがいを持って積極的に社会参加ができるよう、男女共同参画の視点に立った、学習の機会や交流の場の提供等の機会づくりに努めます。

【現状と課題】

「高齢者・障害者等も地域の大切な一員として暮らせる生きがい対策・社会参加の促進」「要介護状態にならないための介護予防」を基本事業として挙げていました。

具体的な事業としては、高齢期の男女の社会参画を促進するため、老人クラブ活動への助成や高齢者を対象とした各種講座や事業を展開しました。また、男性の生活面での自立を支援するための料理教室等を開催しました。

課題としては、高齢者向けの事業等は多数実施していますが、男女共同参画の視点に立った取り組みが十分に出来ていないのが現状です。

施策 生涯を通じた健康づくりの支援

【施策の目的】

男女が互いの性を理解・尊重し合い、対等な関係によって女性がその健康状態に応じた的確に自己管理できるよう、リプロダクティブ・ヘルス/ライツの視点から、性に関し互いの理解を得るための啓発に努めます。

また、すべての人の生涯を通じた健康を保持・増進していくため、正しい情報の提供や健康診査体制の強化及び健康づくりに向けたさまざまな支援を進めます。

【現状と課題】

「女性のライフスタイルに合わせた医療の充実」「生涯を通じた健康づくりの推進」を基本事業として挙げていました。

具体的な事業としては、エイズ/HIV、性感染症の予防等に関する教育の推進、母子保健の推進、各種健康診査・検診の実施、健康教室及び健康相談の実施等を行いました。

課題としては、女性特有の思春期・更年期における健康管理についての啓発のための講演会の開催やリプロダクティブ・ヘルス/ライツの知識の普及等の取り組みが来ていません。

施策 男性にとっての男女共同参画

【施策の目的】

男性にとっての男女共同参画社会形成の意義について理解を深め、男性の心身の健康にも配慮しながら地域・家庭においてもいきいきと活動し、喜びを感じられるよう、ワーク・ライフ・バランスのとれた地域や家庭での男性の居場所づくりを重視した活動機会の確保や広報・啓発活動を推進します。

【現状と課題】

「男性の理解促進」「家庭、地域における男性の居場所づくり」を基本事業として挙げていました。

具体的な事業としては、男女共同参画フォーラムや市民講座で男女共同参画に関する啓発を行うとともに、ボランティア活動に参加しやすい環境の整備等を行いました。

課題としては、男女共同参画の各種講座への男性の参加者が少なく、男性向けに啓発ができていません。また、事業所に対してバランスのとれた生活を確保できるような広報・啓発もできていません。

今後は、男性にとっての男女共同参画を考える啓発活動を行うとともに、事業主や事業所に対しては商工会議所、商工会を通して広報・啓発活動を行っていく必要があります。

施策 団塊世代の地域活動等への支援

【施策の目的】

団塊世代の人々が、定年退職後も生きがいをもって、いきいきと暮らせるように、家庭や地域でのコミュニケーション、地域活動への参画と協議などについての理解を深めるための啓発に努めます。また、男女を問わず、団塊世代が家族や地域での生活に円滑に参画できるよう支援を行います。

【現状と課題】

「団塊の世代のセカンドライフ支援」を基本事業として挙げていました

具体的な事業としては、広く市民全体にボランティア活動や NPO 活動に関する各種情報の提供を行い、活動に参加しやすい環境づくりを進めました。

課題としては、市民全体への地域活動参画への支援は来ていますが、団塊の世代へ特化した積極的なアプローチが来ていません。

施策 男女共同参画の視点での安全・安心のまちづくりの推進

【施策の目的】

本格的な少子・高齢社会の到来に向け、誰もが安全・安心に暮らしていけるよう、地域コミュニティにおける防災活動や災害復興には、男女共同参画の視点が大変重要であることから男女の参画や災害、防災に関する知識の修得のための意識啓発を進めます。また、固定的な性別役割分担意識の見直しに努め、安全・安心なまちづくりのあらゆる分野の政策・方針決定過程に男女が対等に参画できるよう、地域における男女共同参画を推進します。

【現状と課題】

「男女のニーズの違いを考慮した防災体制の整備」「すべての人が住みやすいユニバーサルデザインによるまちづくりの推進」を基本事業として挙げていました。

具体的な事業としては、女性消防団が設置され、女性の視点にたった防災啓発活動を行いました。また、男女を問わず、乳幼児から高齢者まですべての人が利用しやすいユニバーサルデザインの考え方に立ったまちづくりを行いました。

課題としては、女性消防団員の確保が難しいことや避難所の設営において、男女のニーズの違いを把握した対応が出来ていないことがあげられます。

今後は、男女のニーズの違いの把握を行った上で、避難所の設営を行うなどの防災体制の整備が必要となっています。

施策 男女が共に働く環境整備の促進

【施策の目的】

男女が家族の一員として、その責任を果たしながら仕事を継続することができるよう、多様でかつ柔軟な働き方を可能とし、互いの人権を尊重し、対等なパートナーとして気持ち良く働くことができる、ワーク・ライフ・バランスがとれた職場の環境整備の促進と、男女共同参画に関する意識啓発を推進します。

【現状と課題】

「働く人々が、認め合い支え合う職業生活の実践」「ワーク・ライフ・バランスのとれた職場環境の促進」を基本事業として挙げていました。

具体的な事業としては、事業主へ男女間の格差を改善するための情報提供を行いました。

課題としては、事業所へのコンタクト手段が確立されていないことから、事業者及び事業主への具体的な啓発活動が実施出来ていません。

今後は、事業主や事業所に対しては商工会議所・商工会を通して広報・啓発活動を行っていく必要があります。

施策 家族経営的な職業における男女共同参画の確立

【施策の目的】

農林業・漁業・商工業といった家族経営的な職業において、男女が対等なパートナーとして経営に参画し、個人の労働の適正な評価を促すとともに、女性自身の職業意識の啓発と職業能力の向上に努めるなど、経営に参画する機会を確保するための環境整備を推進します。

【現状と課題】

「経営を担う家族みんなで話し合っで決めるルールづくりの啓発と推進」「女性が経営に関与し、積極的に発言できる場の創出」を基本事業として挙げていました。

具体的な事業としては、家族経営協定の締結促進に向けて周知を図るとともに、小城市農業複式簿記研修会を開催し女性農業者への支援を行いました。

課題としては、女性のエンパワーメントを目的とした学習会や起業家支援事業等が実施出来ていません。

施策 相談体制の充実と支援

【施策の目的】

職場や家庭、地域等において生じる人権に関わる様々な問題について、悩みを抱えている人が個人的な問題とせず気軽に相談できるよう、情報の提供や相談窓口の充実を図るとともに、ドメスティック・バイオレンス等あらゆる暴力の防止と人権意識の啓発に努めます。また、被害者に対しては、関係機関との情報交換を密にすることにより連携を強化するなど相談体制を充実します。

【現状と課題】

「相談体制の充実、周知」を基本事業として挙げていました。

具体的な事業としては、男女間における暴力に関する相談体制の整備を行い、庁内相談担当部署間の連携強化・ワンストップ化を推進しました。また、ホームページや広報などによる関係機関の相談窓口の周知を図りました。

課題としては、複合的な困難を抱えた相談に対応するためのより一層の庁内における連携強化が必要となっています。



政策	共に創りあうまちづくり
----	-------------

施策 地域活動における男女共同参画の促進

【施策の目的】

男女が自らの意思により、地域活動に参画することができるよう、地域活動への参加・参画を阻害している慣行の見直しや啓発などを行うとともに、様々な事業を通じて、女性のエンパワーメントを支援します。

また、自治会、婦人会及び老人会などの各ＣＳＯ間の交流を促進し、交流を通じて誰もが気軽に挨拶ができ、相談しあえる機会の創出や体制づくりを進めます。

【現状と課題】

「伝統を生かした地域づくり」「まちづくりにおける男女共同参画の推進」「ＣＳＯによる男女共同参画の推進のための取り組みの支援」「モデル地区選定による男女共同参画の実践」を基本事業として挙げていました。

しかし、「モデル地区選定による男女共同参画の実践」には至っておりません。

具体的な事業としては、男女共同参画推進事業補助金制度により、男女共同参画の視点に立った自主的な活動の支援を行いました。

課題としては、男女共同参画推進事業補助金制度の活用が例年 1 団体にとどまっているため、様々な分野で男女共同参画を推進していくためにも、積極的に補助金の活用を呼びかけていく必要があります。

施策 労働・雇用における法律制度の周知

【施策の目的】

就労の場で女性が能力を十分発揮できる環境を整えることや、育児や介護を行う勤労者が仕事と家庭を両立できるよう、男女雇用機会均等法や育児・介護休業法など関係する法や制度を周知するとともに積極的な活用を促進します。

【現状と課題】

「事業所などへの啓発活動」「次世代育成支援対策に係る制度の周知と活用できる環境整備の徹底」を基本事業として挙げていました。

具体的な事業としては、事業所へ労働・雇用における法律制度の情報提供を行っています。また、一人ひとりが自分にあった働き方を選択できるよう認定こども園、保育園での延長保育の実施等を行い、保育ニーズへの対応を図りました。

課題としては、事業所へのコンタクト手段が確立されていないことから、事業者及び事業主への具体的な啓発活動が実施出来ていません。

今後は、事業主や事業所に対しては商工会議所・商工会を通して広報・啓発活動を行っていく必要があります。また、市役所は職場環境のモデルとなって、子育てと仕事の両立支援を図るとありますが、これまで男性で育児休業を取得した職員はおらず、市職

員の育児・介護休業制度の利用促進を促していく必要があります。

施策 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進

【施策の目的】

政策・方針決定過程へ男女が共に参画することができ、双方の意見が対等に反映されるよう、女性の参画機会の拡大に向けて、女性人材の育成や意識の啓発を行うとともに、人材バンクを設置するなど、市の審議会等委員への積極的な登用を推進します。

【現状と課題】

「女性人材の育成と活用」「女性の能力開発（エンパワーメント）のための取り組みの充実」を基本事業として挙げていました。

しかし、「女性の能力開発（エンパワーメント）のための取り組みの充実」までは図られていません。

具体的な事業としては、男女共同参画推進事業補助金制度を活用し、男女共同参画に関する研修会等に参加してもらうなど、女性リーダーの育成に務めるとともに、男女共同参画の視点で公益的な活動を行う団体の支援に務めました。また、政策・方針決定過程への女性登用の推進を図り、平成 28 年度には審議会等における女性登用率は 31.1% になりました。

課題としては、審議会等で公募制度を導入し女性が応募しやすくなったためか、政策方針決定過程への女性参画促進のために設置した女性人材バンクへの登録者数が減少しています。また、事業所へのコンタクト手段が確立されていないことから、事業者及び事業主への具体的な啓発活動が実施出来ていません。

今後は、事業主や事業所に対しては商工会議所・商工会を通して啓発活動を行っていく必要があります。

施策 市役所内推進体制の整備

【施策の目的】

男女共同参画社会の実現に向けて、本プランの着実な実施と、目標を達成するためには、市役所内の推進体制を整備し関係各課の連携や調整を図るとともに、職員一人ひとりが男女共同参画の視点で各種施策の推進に取り組むことが重要です。そのためには、市職員の研修を充実させ、職務を行う上で常に点検、改善を行っていけるよう意識の啓発を図ります。

また、目標実現のためには、市民の主体的な参画や自主的な取り組みが必要であり、市民、企業、男女共同参画計画を推進する各団体等との連携を強化し、お互いの協力・協働のもとにプランの推進を図ります。

【現状と課題】

「市役所内推進体制の整備」「積極的な広報活動の推進」「条例の整備など制度の拡充」を基本事業として挙げていました。

しかし、「条例の整備など制度の拡充」までには至っていません。

具体的な事業としては、市役所職員の意識啓発と推進体制の整備を図るため、小城市男女共同参画推進本部の開催や管理職への積極的な女性職員の登用、セクハラ・パワハラ職員研修会を実施しました。また、様々な機会を捉え多様な媒体を利用して、男女共同参画に関する広報活動を実施してきました。

課題としては、男女共同参画推進の拠点機能の整備、市の刊行物等の表現に対する手引きの作成、法識学（リーガル・リテラシー）の普及のための学習機会の提供、男女共同参画推進条例の研究、男女共同参画都市宣言実施に向けての検討等が出来ていないことがあげられます。



5. 第2次小城市男女共同参画プラン策定に向けての課題

『第 1 次小城市男女共同参画プラン』では、「男女がともに認めあい、支えあい、希望あふれる小城市をめざして」を基本目標に、小城市における男女共同参画の実現に向けて、「誰もがわかりあうまちづくり」「互いに支えあうまちづくり」「共に創りあうまちづくり」の 3 つの政策を定めて施策を推進してきたところです。この中で、男女共同参画社会の実現に向けて事業を実施し、目標を達成できたものもあれば、実施が難しかった事業もありました。

特に、性別・年代を問わず男女共同参画社会の推進についての認識や理解については、少しずつではありますが以前に比べ進んできたものの、現実には、家庭での男女の役割分担、女性の継続的な就労と能力の発揮などの部分で、男女が平等ではない状態が見られます。

こうした状況は、国や県の動きからも同様の傾向が見受けられます。これまでの取り組みを振り返り実効性の高い実現可能な施策、目標を設定していく必要があります。

『第2次小城市男女共同参画プラン』の策定にあたっては、男女共同参画に関する啓発・理解促進に関する取り組みを引き続き継続していくとともに、女性の継続就労を可能にするような支援や、男性も含めた働き方の見直しにより、男女が平等な立場で、仕事と家庭の調和が実現できる環境づくりに向けた取り組みも必要です。

1次プランでは、家庭・教育・地域・職場など様々な場における男女共同参画の推進を図ってきましたが、特に職場における男女共同参画の意識啓発が十分ではなかったと思われます。このことから、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」に基づく「女性活躍推進計画」を一体のものとして策定し、働く場面で活躍したいという希望をもつすべての女性が、その個性と能力を十分に発揮できる社会の実現に向けた取り組みが必要と考えます。

また、平成 25 年度に策定した「小城市配偶者等からの暴力（ＤＶ）の防止及び被害者支援基本計画」を包括し、一本化して配偶者等に対する暴力のない社会づくりに取り組んでいく必要があります

